

PB乗客賠償責任保険

(遊漁船：遊漁船業者賠償責任保険)
(旅客船：船客傷害賠償責任保険)

PB総合保険
全国プレジャーボート安全会



基本補償（遊漁船・旅客船共通）

以下、被保険者（補償を受けることができる方）はご加入の遊漁船業者または旅客船業者の方を指します。

対人賠償

遊漁船の場合

被保険者をご加入の遊漁船により遊漁船利用者（以下「利用者」といいます。）を運送中に、その利用者に生じた身体の障害について法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。ただし、保険期間中に生じた身体障害に限ります。

旅客船の場合

被保険者をご加入の船舶による旅客の運送に関し、または、旅客の運送によらないでご加入の船舶の運航に起因して、その旅客に生じた身体の障害について法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。ただし、保険期間中に生じた身体障害に限ります。

支払限度額

（遊漁船・旅客船共通）

1名	5000万円
1事故	1名あたり支払限度額×定員数（※1）

（※1）「定員数」とは、船舶検査証書記載の「最大とう載人員」中「旅客」の欄に記載された人員数をいいます。以下同様とします。

搜索救助費用等

遊漁船の場合

保険期間中、利用者が遊漁参加中に遭難（※）または行方不明になった（以下「遭難」といいます。）場合において、被保険者が搜索等のために負担した下記の費用の合算額に対して、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

搜索救助費用	遭難した利用者を搜索、救助または移送する活動に要した費用として、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて被保険者が支払った費用で、引受保険会社が妥当と認めたものをいいます。
交通費	遭難した利用者の搜索、看護等を行うために利用者の法定相続人（その代理人を含みます。以下「救援者」といいます。）が現地へ赴くための1往復分の運賃をいいます。ただし、遭難した利用者1名につき、救援者2名分の運賃を限度とします。
宿泊費	救援者の現地におけるホテル・旅館等の宿泊料をいい、遭難した利用者1名につき救援者2名分を限度とし、かつ救援者1名につき14日分を限度とします。
移送費用	死亡した利用者の遺体輸送費または治療継続中の利用者の移転費をいいます。ただし、これにより負担を免れる利用者の帰宅のための運賃は控除してお支払いします。
諸雑費	被保険者が現地で負担した交通費や通信費または利用者の遺体処理費等をいい、遭難した利用者1名につき30,000円を限度とします。

旅客船の場合

保険期間中、上記「対人賠償」の損害の原因となるべき海難が発生した場合に、被保険者が旅客を救助または搜索するために直接支出した必要かつ有益な費用について支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

支払限度額

遊漁船の場合：遭難した利用者1名につき	30万円
旅客船の場合：1海難につき	30万円×定員数

※48時間以上消息不明の場合、警察署、海上保安庁その他の公的機関、被保険者が所属する団体、漁業協同組合、サルベージ会社または航空会社、遭難救助隊に利用者の搜索について被保険者等が依頼したときに遭難の発生とします。

遊漁船向けの特約（これらの特約はオプションです）

遊漁船利用者私物損壊担保条項

利用者運送中に、乗船中の利用者の所有・使用する財物に損壊を与え、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

支払限度額

1事故	1,000万円
-----	---------

瀬渡し業務担保特約条項

被保険者が遊漁の目的をもって案内した磯、波止等の釣り場において発生した利用者の身体障害、および、その身体障害と同時に発生した利用者の財物損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって、被保険者が被る損害を補償します。

支払限度額

対人	1名	1名あたり支払限度額(5,000万円)
	1事故	1名あたり支払限度額×利用人数（※2）
対物	1事故	1,000万円
免責金額：対人・対物それぞれ1事故1,000円		

いかだ渡し業務・施設担保特約条項

固定式いかだによる遊漁船業の遂行、または乗下船用の待合所、桟橋等の施設の所有・使用・管理によって生じた他人の身体障害、および、その身体障害と同時に発生した他人の財物損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって、被保険者が被る損害を補償します。

支払限度額

対人	1名	1名あたり支払限度額(5,000万円)
	1事故	1名あたり支払限度額×利用人数（※2）
対物	1事故	1,000万円
免責金額：対人・対物それぞれ1事故1,000円		

（※2）「利用人数」とは、船舶検査証書記載の「最大とう載人員」中、「旅客」の欄に記載された人員数と磯、波止等又はいかだに渡す人数のいずれか大きい方の人数をいいます。

瀬渡し業務担保特約条項といかだ渡し業務・施設担保特約条項の対人・1事故あたり限度額を合算して、40億円を限度とします。

お支払いする保険金の種類と保険金のお支払い方法

（注）搜索救助費用等のお支払方法につきましては、上記「搜索救助費用等」欄をご覧ください。

【お支払いする保険金の種類】

被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。

- 被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金
※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。
- 引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用
- 他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用
- 他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用
- 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

【保険金のお支払方法】

上記①の損害賠償金については、その額から免責金額（自己負担額。免責金額の設定のある特約部分のみ。）を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

遊漁船の場合

- ①保険契約者、被保険者、船長または乗組員の故意による損害②襲撃、捕獲、逮捕または抑留による損害③戦争、変乱、暴動等によって生じた損害④地震、噴火、洪水、津波または高潮によって生じた損害⑤被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊につきその所有者等への賠償責任⑥被保険者の同居の親族に対する賠償責任⑦被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任⑧遊漁施設の修理等の工事に起因する損害⑨自動車等の所有・使用・管理による損害⑩被保険者の占有を離れた商品・飲食物または遊漁施設外にあるその他の財物による損害⑪補償地域（日本領土およびその海岸線から200km以内の海域〔隣接する領土および海域を接線で結んだ内側の海域を含む〕）から外れているときに生じた事故・遭難による損害 など

旅客船の場合

- ①保険契約者、被保険者、船長または乗組員の故意②戦争、内乱その他の変乱③公権力によるものかどうかにかかわらず、逮捕、捕獲、抑留、押収または没収④地震、噴火、津波⑤被保険者が損害賠償に関し、他人との間にする特別の約定がある場合には、その約定によって加重された賠償責任⑥被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人に対して被保険者が被る損害または費用⑦ご加入の船舶および被保険船舶に乗下船するための連絡用の船以外の運送用具によって旅客を運送している間の事故または海難⑧著しく定員を超えて被保険船舶または被保険船舶に乗下船するための連絡用の船を運航している間の事故または海難⑨サイバー攻撃 など

ご加入にあたって

この保険は全国プレジャーボート安全会会員向けのPB総合保険のオプション契約で、PB責任保険とPB責任保険ワイドに加入される場合やご加入されている場合に限り、ご加入になれます。

なお、この保険にご加入になりますと、PB総合保険では、PB船体保険にご加入される場合や既にご加入されている場合はEタイプ、PB船体保険にご加入されない場合はCタイプとなります。また、乗組員の方などのためにPB搭乗者傷害保険にもご加入になれます。PB総合保険の内容について、別途PB責任保険・PB総合保険パンフレットをご覧ください。

Aタイプ PB責任保険

Bタイプ PB責任保険 ワイド

Cタイプ PB責任保険 ワイド PB乗客賠償責任保険
PB搭乗者傷害保険

Dタイプ PB責任保険 ワイド PB船体保険

Eタイプ PB責任保険 ワイド PB船体保険 PB乗客賠償責任保険
PB搭乗者傷害保険

ご加入の対象艇

5トン未満の遊漁船または旅客船(瀬渡し船、交通船、遊覧船を含みます。)が加入できます。

ご加入にあたっては、都道府県への遊漁船登録、または運輸局への旅客船届出を確認させていただきます。

※漁船(漁船登録がある船舶)は加入できませんので、ご注意ください。

ご加入の手続き

ステップ
1

「船舶検査証書」と「船舶検査手帳」の写しをご用意ください。

ステップ
2

ご加入内容のご相談の後、加入依頼書と保険料送金用紙等をお送りいたします。

ステップ
3

保険開始日より前に、加入依頼書にご捺印のうえご返送いただき、保険料を金融機関等でお支払いください。

※瀬渡し特約及びいかだ特約に加入する場合は、別途書類が必要になる場合がございます。

ご加入の際のご注意

- 告知義務：加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、ご加入者(被保険者)ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知おきください。なお、引受保険会社の同意を得ないで加入者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。
- 保険金請求の際のご注意：責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。))について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の(1)から(3)までの場合に限られますので、ご了解ください。
 - (1)被保険者が被害者に対して既に損害賠償として弁済を行っている場合
 - (2)被害者が被保険者への保険金支払いを承諾していることを確認できる場合
 - (3)被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合
- 保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限りません))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。詳細につきましては、引受保険会社までご照会下さい。保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。)
- 他の保険契約等がある場合：この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
 - 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
 - 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
- 取扱代理店は東京海上日動火災保険(株)の委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして、東京海上日動火災保険(株)代理店と有効に成立した契約につきましても東京海上日動火災保険(株)と直接契約されたものとなります。
- 補償の重複に関するご注意：補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われません場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。
- ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、右記「プレジャーボート保険クレームデスク」にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額しお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

ご加入後のご注意

- 保険加入者証：保険加入者証が、1ヶ月以上経過しても届かないときは、お手数ながらご照会いただきますようお願いいたします。ご照会に際しましては、保険の種類、保険期間(保険のご加入期間)などをご連絡願います。
- 通知義務(ご加入後に加入内容に変更が生じた場合にご連絡していただく義務)
遊漁船の場合：ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。また、これらの事項の他、遊漁船を他人に譲渡・貸与・返還する場合は、遅滞なくその旨を引受保険会社にご連絡いただく必要がございます。
旅客船の場合：ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。
- 保険料の払戻し：保険料を払戻しできるのは、下記事由による保険の解約及び艇の入替等、一定の事由が発生した場合に限られています。なお、払戻保険料は未経過期間に対する保険料に定率を乗じた額となります。詳しくは、取扱代理店又は引受保険会社までお問い合わせください。
 - 被保険船舶の解替・被保険船舶の所有権等の喪失・被保険者の死亡、解散、破産・被保険船舶の漁船登録の取得・被保険船舶の滅失、沈没、盗難等・遊漁船、旅客船の登録を失ったこと 等
- 重大事由による解除について：以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ご契約者、被保険者等が引受保険会社にご加入の保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
 - ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合 等

2024年11月作成

保険料(1年間)

保険期間(保険の対象となる期間)は、保険開始日から1年間です。(初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。)

〈基本補償〉

単位：円

対人賠償1名あたり支払限度額	5,000万円
1名あたりの保険料	
遊漁船	4,160
旅客船	2,540

※定員数(船舶検査証書記載の「最大とう載人員」中、「旅客」の欄に記載された人数)でご契約ください。保険料は、「定員」数に上記「1名あたりの保険料」を乗じて計算してお求めください。

〈遊漁船私物特約〉

単位：円

対物賠償1事故あたり支払限度額	1,000万円
保険料	4,320

※遊漁船が対象です。

〈遊漁船瀬渡し特約〉

単位：円

	1名あたり支払限度額	5,000万円
利用人数	4名	4,950
	6	5,460
	8	5,850
	10	6,160

※遊漁船が対象です。

※利用人数(船舶検査証書記載の「最大とう載人員」中、「旅客」の欄に記載された人員数と機又は渡上等に渡す人数のいずれか大きい方(人数))でご契約ください。
※1名あたりの支払限度額×利用人数が1事故の支払限度額です。
※この表にない利用人数の保険料については、お問い合わせください。

〈遊漁船いかだ特約〉

単位：円

	1名あたり支払限度額	5,000万円
利用人数	4名	7,650
	6	7,720
	8	7,770
	10	7,820

※遊漁船が対象です。

※利用人数(船舶検査証書記載の「最大とう載人員」中、「旅客」の欄に記載された人員数といかだに渡す人数のいずれか大きい方(人数))でご契約ください。
※1名あたりの支払限度額×利用人数が1事故の支払限度額です。
※この表にない利用人数の保険料については、お問い合わせください。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険率は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険率との間で問題が解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。
(https://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808(通話料有料)
IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

事故のご報告は…

プレジャーボート保険クレームデスク

プレジャーボート保険クレームデスクでは事故の受付を行っております。事故が発生した場合は遅滞なく事故発生の日時・場所、事故状況等をご連絡ください。
事故時に救助等の手配を行うものではありません。

フリーダイヤル ☎0120-661-104

(平日午前9時から午後5時まで)

※土日祭日及び夜間(午後5時から翌日午前9時まで)は、
☎0120-575-110(東京海上日動安心110番)までご連絡ください。

東京海上日動火災保険(株)代理店

(株)エフ・ビー・アイサービス〔エフ・ビー・アイ〕は、Fishing Vessel Insurance(漁船保険)の略です。

〒100-0011 東京都千代田区幸町1-2-2 日比谷ダイビル 9F
TEL(03)5532-1366 FAX(03)5532-1367

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

(担当窓口) 船舶営業部 営業第三課

〒100-8107 東京都千代田区大手町1-5-1

大手町ファーストスクエアEAST 18F

TEL(03)5223-3222 FAX(050)3385-5773

PB乗客賠償責任保険は全国プレジャーボート安全会を保険契約者とし、全国プレジャーボート安全会会員を被保険者とする団体契約となります。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は全国プレジャーボート安全会が有します。

お問い合わせ先(加入手続き・各種変更手続き等)

このパンフレットは、PB乗客賠償責任保険(追加特約等付帯遊漁船業者賠償責任保険、船客傷害賠償責任保険)の内容をご説明したものです。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。詳細は、ご契約者である全国プレジャーボート安全会が保有する保険約款によりまして、ご不明の点がありましたら、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。

24T-001769